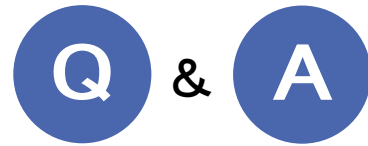


篠原土地区画整理事業

不動産業者さんからよくある質問



Q1 仮換地証明書は誰が請求できますか？

どなたでも請求でき、所有者の同意は不要です。一通当たりの発行手数料は300円です。なお、事前にお電話(088-821-7373)いただきますと、お待たせすることなくお渡しできます。

Q2 仮換地証明書にはどのような事項が記載されていますか？

仮換地の街区画地番号、面積、それに対応する従前地の地番、面積が記載されています。所有者は記載されていません。

Q3 仮換地の所有者はどのように調べればいいですか？

仮換地証明書を取得し、記載されている従前地番から法務局で調べてください。申し訳ありませんが、篠原土地区画整理事務所では教えることはできません。

Q4 住宅を設計したいのですが、仮換地の座標値は教えてもらえますか？

篠原土地区画整理事務所で、計画(仮換地指定)の座標値を提供しています。地権者または代理人(委任状が必要)の方がおいでください。手数料は無料です。

Q5 工事後の座標値は教えてもらえますか？

令和6年度に予定している換地処分までは工事後の座標値はありません。